

真のタックスパイヤーをめざす

# UENO



早春号

NO.460(3・4月号)



公益社団法人  
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

# 平成26年度 税制改正大綱

## 中小企業投資促進税制や 交際費課税の拡充など 法人会の改正要望が実現!

政府は、平成25年12月24日に平成26年度税制改正大綱について、閣議決定しました。デフレ脱却・経済再生に向け、中小企業投資促進税制や交際費課税の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制措置などが盛り込まれました。また、復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されることがうたわれています。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■中小企業投資促進税制の拡充

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または税額控除が認められます。

#### ■生産性向上設備投資促進税制の創設

生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合は、特別償却又は税額控除が認められます。平成28年3月末までに取得したものであれば即時償却が認められます。

#### ■交際費課税制度の拡充

大法人は、交際費の額のうち飲食費用の50%について損金として認められることとなります。なお、中小法人については、従来通り800万円までを全額損金算入する方法と、飲食費用の50%を損金算入する方法との選択適用が可能となります。平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用になります。

#### ■復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税が1年間前倒しで終了することになります。

#### ■所得拡大税制の延長及び要件の緩和

平成25年度の税制改正で創設された所得

拡大税制の適用年度が2年延長され、従来5%以上とされていた給与支給増加割合が、平成27年3月末までに開始する事業年度(平成25年度・平成26年度)については2%以上まで引き下げられ、非常に使いやすくなります(27年度は3%以上)。現在進行中の年度から、改正の影響を受けるので注意が必要です。

#### ■民間企業によるベンチャー投資促進税制の創設

特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたファンドへ投資を行った場合に、その投資額の80%までを準備金として積み立てることで、損金算入が認められます。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

#### ■国家戦略特別区域における税制優遇措置の創設

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

### 所得税関係

#### ■給与所得控除の見直し

平成25年分から給与収入が1500万円を

超えた場合は、給与所得控除の金額は245万円が上限となりました。それが、平成28年分は給与収入1200万円を超える場合、給与所得控除は230万円に、平成29年以後は給与収入1000万円を超える場合、給与所得控除は220万円に上限が引き下げられます。

#### ■NISAの利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められるとともに、NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開設が認められます。

#### ■ゴルフ会員権・リゾート会員権等の譲渡損失の損益通産廃止

平成26年4月以降は、ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却した場合の損失を他の所得と通算することが認められなくなります。

## 相続税関係

#### ■医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

認定医療法人の出資持分を相続又は遺贈により取得した場合、一定の場合に相続税額のうちその認定医療法人の持分に対応する相続税額について、納税猶予が認められます。また、計画通りに持分のない医療法人に移行した際には、その猶予額が免除されます。

認定医療法人について、他の相続人の持分放棄により課税される経済的利益に対する贈与税について、納税猶予を認め、計画通りに持分のない医療法人へ移行が完了すれば、その猶予額が免除されます。なお、認定を受けられる期間は、認定制度の施行の日から3年以内とされています。

## 消費税関係

#### ■簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度におけるのみなし仕入率が、従来の5種類から6種類に変更になります。のみなし仕入率は、第1種は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種が50%と従来通りで、新しくできた第6種は40%となります。この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

なお、不動産業は、従来は第5種に分類されていましたが、改正後は第6種事業に分類されることとなります。また、金融保険業は、従来は第4種に分類されていましたが、改正後は第5種に分類されることとなります。

## その他

#### ■車体課税の見直し

- ・自動車重量税  
平成26年4月からエコカー減税が拡充され、経年車に対する課税が強化されます。
- ・自動車取得税  
平成26年4月から自動車取得税の税率が引き下げられます。
- ・自動車税  
環境負荷の大小による自動車税の特例措置(いわゆる自動車税のグリーン化)が拡充のうえ2年延長されます。
- ・軽自動車税  
平成27年4月以後に新規取得される新車について、軽自動車税が引上げられます。  
平成28年4月から経年車重課制度が導入されます。

#### ■国際課税原則の見直し

非居住者・外国法人に対する課税原則が、総合主義から帰属主義へ変更になります。

#### ■地方法人課税の見直し

法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに「地方法人税(仮称)」(国税)が創設されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小され法人事業税に還元されます。「地方法人税」はその全額が地方交付税の原資に繰り入れられ、地域間の税収偏在の是正に充てられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

新春散歩



～ガイドと巡る～

# 東海七福神めぐり

今年度の新春散歩は、品川区にて「東海七福神」を巡りました。集合時にはやや曇天でしたが、徐々に晴れ間が覗き日差し降り注ぐ絶好の散歩日和となりました。全行程で約5kmと、少々長い道のりでしたが、途中、しながわ区民公園でロウパイを見たり、京浜運河沿いを経由しつつ趣のある旧東海道品川宿の風情を楽しんだり、見どころ満載の道中でした。今回は、しながわ観光ガイドの方々に解説をして頂きました。6～7人ずつ3班に分かれて、じっくりと説明を聞きながら、品川宿周辺の見どころを余すところなく味わえたことと思います。予定の3時間を少し超え、長めの散歩となりましたが、充実した一日を過ごすことができました。



☆午前 10:00 「大森海岸駅」をスタート!

今回ガイドをしていただいた「しながわ観光ガイド」の皆様



平成26年  
**1月18日(土)**  
10:00～



**竹町支部**

竹町中地区  
【初午もちつき大会】(新井地区長)



平成 26 年 2 月 9 日(日)金刀比羅神社  
神社に参拝に来た町会員や親子にお餅とお菓子を配布しました。

**東上野支部**

東上野支部  
【東上野地区ボウリング大会】(尾高支部長)



平成 26 年 2 月 16 日(日)アイビーボウル向島  
幅広い年齢層が参加し、ゲームを楽しみながら情報交換や地域交流を行っていました。

東上野車坂地区  
【東上野ファミリークリスマス】(尾高地区長)



平成 25 年 12 月 23 日(月)グリーンパーク  
参加した子供達にケーキのブレゼントや景品を用意し、ビンゴゲーム等を行いました。

東上野神吉地区  
【神吉もちつき大会】(桑原地区長)



平成 26 年 2 月 2 日(日)東上野児童遊園  
ついたお餅をお汁粉等にしてみんなで食べ、とても賑やかなもちつき大会になりました。



**東上野宮元地区** (矢口地区長)

【歳末警戒】



平成 25 年 12 月 27 日～30 日東上野宮元町会  
歳末警戒として、町内の防火・防災の夜警をみんなで行いました。

【甘酒の会】



平成 26 年 1 月 1 日(水)下谷神社  
大晦日から元旦にかけて下谷神社の初詣に来た人達に甘酒を振舞いました。

【地護稲荷初午祭】



平成 26 年 2 月 8 日(土)地護稲荷神社  
下谷神社宮司による祝詞奉読、玉串奉奠を行い、参拝者にお雑煮を振舞いました。

**上野支部**

黒門支部  
【歳末警戒】(長谷川地区長)



平成 25 年 12 月 26 日～28 日町会内会館  
町内を巡り、防犯、火災等の呼びかけを元気に大きな声で行いました。

仲徒中地区  
【年末夜警】(八木地区長)



平成 25 年 12 月 25 日～27 日関ビル駐車場  
各日町内を2回廻り、3日間で延べ57名の町会員が参加しました。

**入谷支部**

北上野二丁目地区  
【フラワーアレンジメント教室】(上田地区長)



平成 25 年 12 月 27 日(金)山伏会館  
毎年恒例のお正月用のフラワーアレンジメント教室を行いました。

**金杉支部**

金杉一丁目地区  
【歳末夜警】(鈴木地区長)



平成 25 年 12 月 28 日～30 日金杉一丁目町内  
町内の安全・火の用心・戸締りを拍子を叩きながら声を出して夜警しました。

金杉仲通地区  
【もちつき大会】(有賀地区長)



平成 26 年 2 月 16 日(日)カワサン駐車場  
大雪が降り、人の集まりが心配でしたが例年以上に多くの人に参加してくれました。

竜泉三丁目泉地区  
【新春おたのしみ会】(恒次地区長)



平成 26 年 1 月 19 日(日)泉町会会館前  
豚汁・ポップコーンを無料で配りました。景品多数のビンゴ大会は盛り上がりました。

**谷中支部**

谷中第二地区  
【もちつき大会】(吉田地区長)



平成 25 年 12 月 22 日(日)北公園  
天候にも恵まれ予想以上の来場者で、皆さんに3種類のお餅と豚汁を振る舞いました。

## 税務署からのお知らせ

### 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました (平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

(注) 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

#### 例

①  
領収証  
〇〇様  
¥51,030-  
商品代金として  
上記の金額正に領収致しました。

②  
領収証  
〇〇様  
¥51,030-  
(内 消費税額等8%を含む)  
商品代金として  
上記の金額正に領収致しました。

①、②  
消費税額等が明らかとなっていないため、領収証の総額(51,030円 $\geq$ 50,000円)で判断することとなり、**200円の印紙が必要となる。**

③  
領収証  
〇〇様  
¥51,030-  
(税抜価格¥47,250)  
商品代金として  
上記の金額正に領収致しました。

④  
領収証  
〇〇様  
¥51,030-  
(内 消費税額等¥3,780)  
商品代金として  
上記の金額正に領収致しました。

⑤  
領収証  
〇〇様  
¥51,030-  
(税抜価格¥47,250円+消費税額等¥3,780円)  
商品代金として  
上記の金額正に領収致しました。

③、④、⑤  
消費税額等が明らかとなっているため、印紙税額は消費税額等分を除いた金額で判断します。  
**※200円の印紙不要。**  
51,030円-3,780円=47,250円  
47,250円 $>$ 50,000円

※ 上記事例は「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等の施行後における取引事例として作成しています。

平成26年4月1日以降における取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

### 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る 10%軽減税率の特例措置の廃止について

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

(注) 平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

平成25年から平成49年までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税(平成25年0.147%、平成26年以後0.315%)が併せて徴収されます。

# e-Taxシステムに新たな機能が追加されました！

改善

## e-Taxに登録するメールアドレスの件数追加

平成25年9月17日から開始

**これまで** メールアドレスを1件しか登録できないので、納税者のメールアドレスを登録した場合、関与している税理士には、税務署からのお知らせメールが届かなかった。

**これから** ⇒メインメールアドレス1件及びサブメールアドレス2件、最大で3件まで登録することが可能となったことから、関与先に加え、税理士のメールアドレスを登録することで、税務署からのお知らせメールが両方に送付される。

※ 併せて、お知らせメールへ表示する宛名の登録を行うことで、「お知らせメール」の件名及び本文に登録した宛名が表示され、どの関与先に宛てられたメールであるか判別できます。

## 登録方法

利用者本人の利用者識別番号でログインし、登録する必要があります。

### 利用者識別番号を取得していない方

初めてe-Taxを利用する場合には、e-Taxの開始届出書を提出する必要があります。

e-Tax開始届出書を提出する段階でメールアドレスを登録することが可能です。

### 利用者識別番号を取得している方

- ① e-Taxソフトの場合  
⇒ e-Taxソフト起動後「利用者情報登録」から登録します。
- ② e-Taxソフト(WEB)版の場合  
⇒ e-Taxソフト(WEB)版にログイン後、「利用者情報の登録・確認・変更」から登録します。
- ③ 受付システムの場合  
⇒ 受付システムにログイン後、「メインメニュー」から登録します。

## 平成26年度国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◆受験資格◆
- 1 昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者
  - 2 平成5年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者
    - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

- ◆申込手続◆ 原則、インターネット申込みとなります。

	インターネット申込み	インターネット申込みができない場合(郵送又は持参)
受付期間	平成26年4月1日(火)9時 ～平成26年4月14日(月)[受信有効]	平成26年4月1日(火) ～平成26年4月2日(水) [平成26年4月2日(水)の通信日付印有効]
受験案内(申込書)交付期間	平成26年2月3日(月) ～平成26年4月14日(月)	平成26年2月3日(月) ～平成26年4月2日(水)
受験案内(申込書)交付場所	東京国税局又は最寄りの税務署 若しくは人事院各地方事務局(所) ※ 人事院ホームページからもダウンロード することができます。 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]	東京国税局又は最寄りの税務署 若しくは人事院各地方事務局(所)

- ◆試験日◆ 第1次試験 平成26年6月8日(日)  
第2次試験 平成26年7月15日(火)～平成26年7月23日(水)のうち指定された日時

※ 詳細については、お気軽に東京上野税務署総務課(Tel. 03-3821-9001 内線312)までお尋ねください。

## 青年部会報告

# 「税金ジュニアスクール」



青年部会（常見英彦部会長）主催「税金ジュニアスクール」は昨年の忍岡小学校・大正小学校・谷中小学校・平成小学校・黒門小学校の開催に続き、1月に東泉小学校・根岸小学校・金曾木小学校で開催しました。青年部会役員の方々の働きかけにより学校関係者の協力のもと、本年度も東京上野税務署管内全8校での実施を無事終えることができました。

東泉小学校

平成26年1月17日（金）  
9:45～10:30



根岸小学校

平成26年1月18日（土）  
9:45～10:30



金曾木小学校

平成26年1月21日（火）  
9:35～10:20



## 第5回 役員会

【とき】平成26年1月29日（水）12:00～  
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

役員会では、今年度の税金ジュニアスクール総括、今後の事業予定について話し合われました。



▲常見部会長



## 講習会

青年部会（常見部会長）では、第5回役員会の前に青年部会岩上幹事による「ITを活用した仕事術」についての講習会を行いました。参加者は皆さん大変興味深くお話を聞き、終了後には多くの質問がありました。



▲岩上幹事



## 源泉部会報告

### 第6回研修会

### 「退職所得の源泉徴収事務」

【とき】平成26年2月18日（火）13:30～  
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階  
【講師】東京上野税務署法人課税第二部門  
生田裕章国税調査官



## 社会貢献活動



源泉部会（久保菌部会長）では社会貢献としてアルミ缶のプルタブを回収して車椅子に交換し寄贈する活動を行っております。集めていただいたプルタブ750kgで『車椅子』1台に交換することができます。

集めていただいたプルタブは研修会やセミナーの際に法人会事務局にお持ちいただくか、郵送（着払可）でお送りください。

プルタブ  
（この部分を取って  
お持ちください）



※プルタブ750kgで  
『車椅子』1台交換！

今後とも、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

＜お問い合わせ・送付先＞

公益社団法人 上野法人会

〒110-0015

台東区東上野1-2-1

朝日信用金庫西町ビル5階

TEL 5818-1151 FAX 5818-1141



# 青年・女性部会合同 「新年賀詞交歓会」

[と き] 平成26年2月5日(水)  
18:00~  
[と ころ] ホテル「パークサイド」

今年度も青年・女性部会合同「新年賀詞交歓会」を開催しました。今回は、落語家の三遊亭楽麻呂師匠をお招きして、楽しい高座を一席ご披露いただき、会場は和やかな笑いに包まれました。また毎年恒例のビンゴゲームも大変盛り上がり、今年も賑やかで楽しい新年会となりました。



常見青年部会長



吉田女性部会長

〈司会〉  
小泉青年  
副部会長



挨拶  
佐藤青年担当副会長



乾杯  
森重女性担当副会長



中締  
小林会長



落語  
三遊亭楽麻呂師匠

## ～青年・女性 部会長賞～

こちらも恒例の両部会長賞。ジャンケン勝ち抜き戦で行われます。

## BINGO★GAME

小林会長より特別賞をご提供頂きました。当たった方、おめでとうございます！

今年も豪華賞品がたくさん揃いました



〈ビンゴ進行〉  
桜井青年副部会長



## ～新入部会員紹介～

今年度は、青年部会5名、女性部会2名の新入部会員の方がいらっしゃいました。一言ずつご挨拶をいただきました。



## 第6回 女性部会幹事会

〔日 時〕平成26年2月5日(水) 17:00~  
〔場 所〕ホテル「パークサイド」

〈協議事項〉

1. 「税に関する絵はがきコンクール」開催について
2. 「春の管外研修会」について
3. 「女性セミナー」について
4. 全法連「法人会全国女性フォーラム(香川大会)」について

以上の内容が話し合われました。



吉田女性部会長





## 人は言葉と数字でものを考える

人間は、頭の中で言葉と数字を組み立てて、ものを考えます。人によって若干の差はありますが、だいたい言葉が70%、数字が30%の割合だと言われます。

「頭がよい」ということと、「物を知っている」というのはよく同義に捉えられます。たしかに知識が多い人は、少ない人と較べて考える力は高いかもしれません。

しかし、いくら頭の中に知識というソフトがたくさん入っていても、それを組み立てるには、数値能力というエンジンが働かなければいけません。

「自分は文系人間だから数字は苦手」という人もいますが、文系の知識も数値的思考に補足されなければ、実用には活かせません。

私たちお互いは、職業人として「数学頭」で考えることが必要です。

それについては「数に強い」ということが求められます。

数に強いというのは、以下に挙げる5つの条件が備わった人です。

1. 計算が速い
2. 計算が正しい
3. 数字で表現できる
4. 数字を覚えられる
5. 数字の意味がわかる

これらの条件をすべて持ち合わせている人は、数字に強く、さらにこれらの力を高いレベルで駆使できる人は数学頭を持っていると言えます。

## 計算が速くて正しい

私はこれまでに延べ9000名以上の方々に算数のテストを受けていただいています。ここ一年ほどの間でも800名くらいの方に計算テストをしています。

そこで見てきたことですが、計算が速い人は、動きが速く、時間も上手に利用し、仕事が早いと

いうことです。

また計算が正確な人は、仕事のミスも少ないということです。

どのくらいが「速くて正確」と言えるでしょうか。

私は小学校3、4年生くらいの計算問題を50問、5分以内に満点のレベルというのを目安にしています。

このレベルを「Aプラス」とし、45問から49問正解までを「A」、41問から44問正解までを「Aマイナス」とランク付けして、研修の成果や日々の業務成績と照らし合わせると、驚くほどに合致するのです。

また、計算問題を早く仕上げても、ミスが多い人はだいたい仕事もおつちよこちよい、仕上げるのに時間は掛かるけれども書いた答えはすべて合っているという人は、仕事は丁寧だけれども、後手に回りがちな人と言えます。

計算は速くて正確な人が、仕事人としての基礎力を持っています。

こう言うと「計算はパソコンや電卓がしてくれるのだから、計算なんて今の時代できなくてもいいじゃないか」と言う人もいます。たしかに、今は機械が計算をしてくれますから、計算そのものをする機会は少ないかもしれません。

しかし、機械に数字を入力するのも、アウトプットを見て判断するのも人間ですから、計算がざっくりとでもできないと、機械を使いこなすことなどできません。

ではどうすればよいのでしょうか。

暗算または筆算で、計算問題をたくさん練習することです。それも小学校3・4年レベルの計算問題を、できれば毎日10分以上こなすことです。

小学校低学年の問題は、やらないよりはよいですが、簡単過ぎます。高学年のドリルはそのほとんどが文章題です。

中学生以上の数学は、ほぼ図形と方程式ですから、計算力の直接の向上には結びつきません。

大人向けのドリルも近年は多く出ていますから、なにしろ基礎計算を筋トレの如く続けることです。

ちなみに先に申しました小学校中学年の計算テスト、クラスによって差はありますが、5分以内に50問終わる人が2割か3割、10分掛かって

も終わらない人が2割程度、10分以内で40点超える人がよくて4割、そんな感じです。

日本の大人の算数の力はそこまで鈍ってきているのです。

## 数字で表現できる

数字で表現できると言うのは、なにしろ説得力の現われです。

小学校一年生くらいの子供が親に物をねだります。

「みんな持ってるから買って！みんな持ってるんだよ！」……、この「みんな」、実際には何人くらいなのでしょう？

この年頃の子供は周囲の2、3人でもそれを持っていれば「みんな」と言うのではないのでしょうか。だとしたら、親はホイホイ買ってあげてはいけません。

心ある親だったら「そんな訳ないだろ！」と一蹴すべきです。

ところが「うちのクラスは30人で、持ってないのはぼくと〇〇君と××君だけだから買って！」と言われたらどうでしょう。

そう言われてしまうと「それじゃ可哀想だから買ってあげようか」と気持ちが動いてしまう親も出てくるかもしれません。この「買ってあげようか」と思ってしまうのが、数字の持つ説得力です。

ブライアン・トレーシーの「SMARTの法則」にもあるように、測定可能でないものは一切の具体性を持ちません。

数値表現を入れることを日々心掛けていないと、人の話はどんどん抽象的になっていきます。

とくに職場における報告・連絡・相談、指示・命令、計画と段取り、これらに数字が入っていないものは画餅ですらないと認識すべきです。

## 数字を覚えられる

経営者の方々には信じられない話かもしれませんが、世の中には自分の営業目標と目標に対する進捗すら把握していないという人は結構います。

自社の営業品目数と戦略商品の売上高すら把握していないような人もいます。

こういう人はあらゆることが他人事で、当事者意識に欠けると言えます。

目先のことはとりあえずやるけれども、2歩、3歩先を読んで主体的にやる人ではありません。

状況や目標すら把握していないのですから、適切な段取りも組めるはずはありません。

少なくとも自分のミッションである数字は常に把握しておく。部門内の、職場内の、組織全体、業界全体のおおまかな数字はせめて把握しておく。

これでこそ責任感が生まれ、行動のモチベーションとなるはずです。

差しあたって、自分が把握しておくべき数字というのは周囲を見回せば、必ず入手できるものばかりのはず。

これらを集める努力をしないで、どうして高水準の業務を遂行できるのか不思議でなりません。

## 数字の意味がわかる

少し前に「数値表現による説得力を十分に用い、相手を正しく説得させる」ということを申しましたが、一方で数字のロジックの罠に嵌ってもしません。

ある工場で、ある機械を月に150台生産していた。工場長が変わり、月に180台生産できるようになった。これはよいこと。

この工場の生産能力は月産220台で、経営者からも200台は作れと言われていた。元の工場長は150台だったが、次の工場長は180台にした。よいことかどうか。

第2工場での生産目標は月産180台、これまでは150台だった。新工場長は月産180台に持っていった。しかし製造経費は25%上昇した。よいことかどうか。

単純化した例ではありますが、これらにきちんと答えられることが、数字に騙されず数字を理解していることと言えます。

簡単な計算ばかりですが、これができない人が増えている現実には、われわれは眼をつぶる訳にはいかないのです。

参考図書として深沢真太郎先生の「ビジネスシーンで困ったら、数学的に考えよう。」「「仕事」で使える数学」「仕事で数字を使うって、こういうことです」の三部作は必読です。

まずは幹部方がお読みいただき、その上でご社員にお薦め下さい。

## 広報委員の興味しんしん

### 『カメラの基礎知識』

広報委員：須賀利光（文・写真）

今回の興味しんしんですが、個人的に私の趣味でもあるカメラについて少し説明させて頂こうと思います。

※現在ではカメラ、と言えばほとんどの場合がデジタルカメラの事を指しますので、今回はデジタルカメラに限っての話と思って読んで頂ければと思います。

今日、写真を撮ろうと思った際に使う選択肢としては、携帯電話のカメラ、スマートフォンのカメラ、コンパクトカメラ、一眼レフカメラ、ミラーレス一眼・・・等々、様々な機種がそろっており、それぞれに特色があり使う側のニーズに合わせて選ぶことが容易です。

使う側のニーズも様々ですが、共通するものは「良い写真が撮りたい」だと思います。何を持って「良い写真」とするかはひとまず置いておいて、まずはどうすれば写真が「失敗」しないかを考えてみようと思います。

写真が「失敗する」要因は

- ①手ブレを起こして写真全体がぼやけている
- ②被写体ブレを起こして一部がぼやけている
- ③適正な露出が取れておらず、全体的に暗すぎる or 明るすぎる

ほぼこの3点に尽きると思います。

ではこの失敗をなくすためにはどうすれば良いのか？①と②は写真を撮影するときの「シャッタースピード」が原因で発生しています。③はカメラの自動露出のクセが原因です。

シャッタースピードが原因ならばどうすれば良いのか？

その前に、一枚の写真が出来上がる為に必要な要素をあげてみたいと思います。

- ・シャッタースピード  
(フィルム・CCD前の幕が開いている時間)
- ・レンズの明るさ(絞り、F値などと言われます)
- ・フィルムの感度 (ISO(イソ)感度)

この3つの要素を掛け合って、出来上がる写真の明るさが決まります。

わかりやすくするために、光を水に置き換えて水道の蛇口とコップを例にイメージしてみた図が下記になります。



適正な水の水位(露出)にするためには、蛇口を開けている時間(シャッタースピード)を増やすか、蛇口をひねる量(絞り)を増やすか、コップの直径(ISO感度)を狭くする必要があります。もちろんこれらは水圧(写真を撮る場所の明るさ)にも左右されます。

これは実際のカメラにも言える事ですが、この項目の中で一番物理的な制約が少ない物が蛇口を開けている時間(シャッタースピード)なのです。水圧が低い(暗い)場所で蛇口を目一杯開放しても水がチョロチョロしか出ないような状態でも、長い時間蛇口を開けておけばとりあえずコップに水は貯まります。

ここに先の手ぶれ・被写体ブレの問題が絡んできます。長い時間蛇口を開けるという事は、手ぶれ・被写体ブレに直結するのです。すでに目一杯蛇口を開放している状態だとすれば、あと変えられるのはコップの直径(ISO感度)位です。

なので、手ブレ・被写体ブレしてしまうのならば、まずはISO感度を上げて撮影するというのが失敗しない方法と言えるかと思います。ブレないシャッタースピードは一概には言い切れないのですが、動いている被写体(スポーツ等)では最低でも1/250～1/500秒程度、ゆっくりした物でも1/60～1/125秒程度のシャッタースピードが欲しいところです。また手ブレに関してはもっと条件毎に変わってくるのですが、一般的には1/30秒、手ぶれ補正機能付きのカメラでしっかり構えても1/6秒を切ってくるとブレやすいと言えます。このあたりの数値を目安として、必要なISO感度を設定します。

ISO感度とは、100を基準とした数値で表記されており、ISO200ならばISO100の2倍の早さでシャッターを切ることができます。ISO400ならば4倍。ISO1600ならば16倍といった具合です。ISO感度とシャッタースピードの関係を表にしたものが右ページ上記になります。

ISO100で撮影した際には1/3秒のシャッタースピードが必要な場合でも、ISO1600まで上げれば1/60秒位の早さでシャッターを切ることが出来るわけです。

ただこのISO感度、無制限に上げることが出来るわけでは無いですし、上げる際にはデメリットも発生します。ISO値を上げた際のデメリットとしては、「画像にノイズが出る」「解像度が低下する」等が挙げられます。可能な限り100に近い感度で撮影した方が、綺麗な写真にはなるのです。近年のデジタルカメラで一番進歩した部分がこのISO感度の設定幅や画素数を決める映像素子(CCD・CMOS等)と言えます。10年前の2004年と比較すると、当時キヤノンでフラッグシップ機と言える「EOS-1D MarkII」という60万円弱するカメラでも、最高ISO感度が3200、一般的なコンパクトカメラではISO400～800程度が当たり前でした。

## ISO感度とシャッタースピードの関係表

ISO	100	200	400	800	1600	3200	6400	12800	25600	51200	102400	204800
シャッター スピード(秒)	1/3	1/6	1/15	1/30	1/60	1/125	1/250	1/500	1/1000	1/2000	1/4000	1/8000

それが2014年現在、コンパクトカメラでもISO3200～6400は当たり前、iPhone5等のスマートフォンですら最高ISOは3200まで対応しており、フラッグシップ機ともなるとISO204800まで上げられる様な時代になりました。この事だけを見ても、写真は昔よりもより簡単に撮影できるようになったと言えるかと思えます。

話を最初の「失敗する原因」に戻しますが  
③適正な露出が取れておらず、全体的に暗すぎる  
or明るすぎる  
これについても原因と対応策を挙げたいと思います。

この手の適正露出が取れていない失敗で一番多いのが「逆光で撮影したら人の顔が暗い」というパターンかと思えます。  
ではなぜ逆光だと顔が暗くなるのか。  
それはカメラが全体の光の量を考えて露出を自動で決めているからです。  
現在のカメラは様々な要素が自動化されています。(先に挙げたISO感度も最近の機種ではオートモードが搭載されていたりします)  
その中で一番当たり前というか、もはや自動になっている事すら認識していない人も多いのが「自動露出」になります。「逆光」という撮影条件の場合、カメラには多くの光が入ってきており、写真全体では「明るい」とカメラは判断します。しかしながら肝心の人の顔は「逆光」のため直接光が当たっておらず、背景よりも暗くなります。

同じ条件で人の顔を明るくしようとした場合、カメラの適正露出よりもプラス補正してあげる必要があります。露出をプラス補正する方法はカメラ毎に違うので割愛しますが、おおよそプラス1段～2段ほど補正すると良い具合になるかと思えます。カメラの自動露出のクセでもう一つ。写真の中で「白い」物が多い場合、又は被写体の周りに白い物が多い場合などは、カメラが「明るい」と判断して見た目よりも暗く映る場合が多いです。反対に「黒い」物が多い場合、カメラは「暗い」と判断して見た目よりも明るく映そうとします。良くある例ですと、例えば子どもの運動会などで白い体操服を着ている場合は、カメラが体操服の白色を明るいと判断して露出を決めるため、顔が若干暗くなる場合が多いです。また白いお皿に盛られた料理なども、同様にカメラの自動露出に任せると少し暗めに映ってしまいます。反対に、料理などでは黒っぽい料理(ビーフシチューやカレー)などをアップで映そうとすると、見た目よりも明るく映ります。どの程度の露出が最も適正かは人それぞれの感性にもよりますが、上記のカメラのクセは覚えておいて損はないかと思えます。

今回カメラについて、特にシャッタースピード、ISO、露出について書いてみましたが、それ以外にもまだまだ沢山の要素がありますが話が長くなりすぎるので割愛させていただきます。最後に一つ、よく言われる事なのですが「高くて大きいカメラ」が必ずしも綺麗な写真を撮れるわけではありません。もちろん1万円のコンパクトカメラと、50万する一眼レフとでは出来上がる写真の綺麗さに若干の差はありますが、撮影条件の良い場所(明るい屋外など)で撮る場合はその差は微妙な差でしかありません。

差が顕著に出るのは、撮影条件が厳しい場合になります(暗い屋内、動きの激しい被写体など)高いカメラを買うという事は、撮影できる条件の範囲が広がるという事だと思ってもらった方が良いでしょう。

そのためにどれだけのお金を支払い、重たい機材を我慢できるか。そのバランスの妥協点は人それぞれです。最近流行の「ミラーレス一眼」カメラは、重さ・サイズ・性能のバランスとしてはかなり優秀かと思えます。完全フルオートから、マニュアル撮影まで対応できる万能カメラですが、せっかく良い機材を買ったのでしたらオートだけの撮影ではなく、先に書いた様な知識を少しでも持って、一手間加えるだけでもより良い写真が撮れるのではないかと思います。



※写真1  
逆光で顔が暗い例



※写真2  
露出をプラス補正

## 長寿企業

30年ほど前に日本経済新聞社から『会社の寿命』という本が出版されました。

その本によれば、明治以後、大正、昭和と統計をとってみると会社組織の平均寿命は30年だ、ということです。従って、50年続いたら鼻高々、まして100年続いたら天下に冠たる組織だということになります。

代表的な例をあげれば、江戸時代に創業し、明治、大正、昭和、平成と300年以上存続してきた「三越」があります。

江戸時代は「越後屋」という呉服屋で、日本橋に店を構えていました。

ある学者が、日本のみならず欧米の会社も調査したところ、存続百年を超える会社の数が最も多い国はダントツで日本なのだ、ということでした。

そして、なんと世界最古の会社が日本に存在するのだそうです。その名を「金剛組」と言います。

西暦578年に創立され、1400年以上続いている大阪四天王寺の宮大工職です（最近、株式会社金剛組相談役、第39世・四天王寺正大工職、金剛利隆氏が『創業千四百年』という本をダイヤモンド社から出版されました。興味がある方にご一読をお薦めします）。

なぜこれほどまでの長寿企業が日本にのみ突出して多いのでしょうか？

結論を言えば、「義」と「利」、「公」と「私」、「長期的視野」と「短期的視野」、「理想」と「現実」のバランスをとったからです。

即ち、長寿企業では、永年の企業経営の智慧から、トップ経営者に、上記の「バランス」感覚に優れた人物を選んだから企業の存続・発展を実現することが可能だったのであり、お客様からの信用を維持し、倒産を免れることが出来たのです。

## 論語

2500年前から語り継がれ、読み継がれてきた古典に、孔子の「論語」があります。

本稿のテーマである「義」と「利」に関して孔子はこう言っています。

・利によりて行<sup>う</sup>時は怨<sup>うら</sup>み多し

(利益のみを考えて行動すれば人の怨<sup>うら</sup>みを買う)

・利を見ては義を思い、義ありて然るのち<sup>に</sup>取る

(目の前の金や利益を見た時、それが正しい手段で手に入れたものか否かを考え、正しい、やましくない、確信した後にその金や利益を取るべきである)

・君子は義<sup>き</sup>に<sup>と</sup>諭<sup>り</sup>、小人は利<sup>り</sup>に<sup>と</sup>諭<sup>る</sup>

(品性の高潔なリーダーは正しいか正しくないかで物事を判断するが、たとえ地位が高くとも品性の卑しい人は私利私欲で判断する)

・不義にして富<sup>か</sup>み且つ貴<sup>たつと</sup>きは、我<sup>お</sup>に於<sup>お</sup>いて浮雲<sup>ふうん</sup>の如し

(正しからざる手段によって財産を作り、高い地位に上ったとしても、私から見ればそんなものは空に浮かぶ雲のようなもので、はかなく、あわれなものだ)

2500年も前の時代に生きていた人がすでにこのようなことを述べておられるのです。

自分たちの利益だけを考えて公益を忘れてしまっている現代人はもっと孔子の言葉に耳を傾けるべきでしょう。

## 「不倒翁」 渋沢栄一

ここで、目を『論語と算盤』の著者である「不倒翁」と称せられた渋沢栄一に転じてみましょう。

渋沢栄一の経歴をざっとまとめてみます。

渋沢は、天保11年(1840年)、武蔵国棒沢郡血洗島村(現在の埼玉県深谷市)に農家の長男として生まれました。

幼くして、漢学・四書・五経を修め、家業である農業・藍玉の製造、販売に従事、青年時代、江戸に出て学問を海保漁村の海保塾で学び、剣術は神道無念流を学び、千葉道場にも出入りしました。

元治元年(1864年)、24才の時、思想は



# 義と利は矛盾しない

経営教育コンサルタント

加賀野功尚

尊王攘夷でありましたが、その才能を認められ、縁あって一橋慶喜（後の十五代将軍徳川慶喜）に仕え、幕臣となり、慶喜が将軍になると幕臣としてパリ万博使節の随員となりました。

約1年半の渡欧中、欧州諸国の社会制度や経済機構にふれ、身をもって近代国家の何たるかを習得しました。

この間、幕府が崩壊し、急遽帰国しました。渋沢、28才のことでした。

その後、明治四年（1871年）、31才の時に新政府大蔵省に出仕しましたが、明治六年に退官し、第一国立銀行総監役（後に頭取）となりました。

それ以来、銀行業を中心に約500にもものぼる株式会社の創立・育成に尽力し、近代日本経済の発展に大きな役割を果たしました。

渋沢が関係した主な会社としては、第一勧銀（現みずほ銀行）、王子製紙、東京海上、七十七銀行、日本郵船、東京ガス、石川島播磨重工業（現IHI）、帝国ホテル、川崎重工業、住友重機、日本興業銀行（現みずほ銀行）、アサヒビール、サッポロビール、古河鋳業（現古河機械金属）、帝国劇場、清水建設、日本経済新聞等があります。

また、東京商工会議所、東京株式取引所（現東京証券取引所）、東京銀行集会所（現在の全国銀行協会の母体の一つ）等の設立にも参画しました。

その活動は幕末、明治時代にとどまらず、大正、昭和に及び、昭和6年（1931年）に永眠しました。

享年91才。文字通り「不倒翁」の生涯でした。

## ● 論語と算盤 ●

渋沢栄一は、企業を発展させ、国全体を豊かにするために、幼い頃に親しんだ「論語」をよりどころに、道徳と経済の一致をいつも心がけていました。

道徳（義）と経済（利）は一見つりあわないように見えますが、実は両立するものであり、利益を求める経済の中にも道徳が必要であると考えました。

また、商工業者がある考えに基づき、自分たち

の利益のために経済活動を行うことが、国や公の利益にもつながると説きました。

いわゆる「道徳経済合一説」であり、栄一は生涯実践して倦むことがありませんでした。

『論語と算盤』は大正5年（1916年）刊です。

この時、栄一、76才でした。開巻劈頭、栄一はこうこう述べています。

……《論語と算盤は甚だ遠くして甚だ近いもの》

今の道徳に依って最も重なるものともいうべきは、孔子のことについて門人たちの書いた論語という書物がある。

これは誰でも大抵読むということは知っているが、この論語というものと算盤というものがある、これははなはだ不釣合で、大変に懸隔したものであるけれども、私は不断にこの算盤は論語によってできている。

論語はまた算盤によって本当の富が活動されるものである。

ゆえに論語と算盤は、甚だ遠くして甚だ近いものであると始終論じておるのである。……

開巻劈頭に述べているこの言葉が栄一の序論にして結論とも言えます。

「義」（正しい道、顧客との信義、これなくして経営・企業の存続はあり得ないもの）と「利」（企業の存続に欠かせないもの、長寿企業を目指すなら不可欠のもの）の合一こそが栄一の思想と行動でした。

霸道（私利私欲の道）ではなく王道（公利、国富への道）こそが経営者の道である、と栄一は喝破したのです。

つい最近も、レストランで食材偽装をしていたことが発覚し、あわてて記者会見をする企業が続出しましたが、類似事例はここ数年後を絶ちません。

このような不祥事を起こす企業の経営者を見たら、栄一ならきっと「卑怯者！」と神道無念流の剣で一刀両断したに違いありません。（完）

（参考文献）

渋沢栄一「論語と算盤」（国書刊行会）、渋沢栄一「論語講義」（二松学舎大学出版部）、山本七平「近代の創造」（PHP研究所）、鹿島茂「渋沢栄一I算盤篇」（文藝春秋社）、鹿島茂「渋沢栄一II論語篇」（文藝春秋社）、渋沢資料館「常設展示図録」

表紙 《八重紅枝垂》 撮影：須賀広報委員

■平成26年3月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 古茂田隆文 ■発行所 公益社団法人上野法人会  
（〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141）

上野法人会講演会

参加無料 どなたでも参加頂けます

# 報道マンが語るニュースの裏側

～今後の政治経済展望 アベノミクスの行方等～

【とき】平成26年 5月21日 (水)

16:00～17:20

【ところ】東天紅「平成ホール」

台東区池之端 1-4-33 TEL 3828-5111

TBSテレビ報道局  
解説・専門記者室長 (局長待遇)

杉尾秀哉氏



公益社団法人  
上野法人会

第3回

## 通常総会

総会 17:30～

懇親会 18:30～

(懇親会費 5,000円)

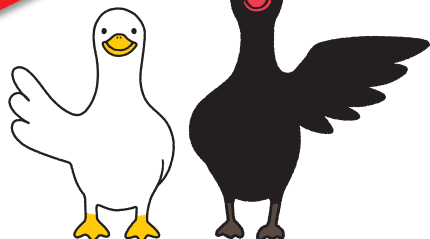
【とき】平成26年 5月21日 (水)

【ところ】東天紅「平成ホール」

会員の皆様には別途往復ハガキにてご案内をいたします

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

新登場!



がんを含む

病気や  
ケガの  
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える  
医療保険

EVER



心配な  
「がん」の  
備えに

— 法人会 —

生きるための  
がん保険 Days

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

首都圏総合支社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエストビル 17階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。  
AF法推-2013-0044-1402512 8月8日